

公 告

このたび、山口市秋穂東地内を受益地とする県営人形池地区農村地域防災減災事業の施行を申請したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第2項の規定により、下記事項を記載した書類とともにこの旨を公告します。

なお、この受益地域内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まない者又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者でその農用地又は土地について、この県営土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和8年1月14日までに山口市農業委員会に申し出てください。

令和7年12月26日

県営人形池地区土地改良事業施行申請人
(別紙のとおり)

記

- 1 土地改良事業計画の概要
- 2 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準
- 3 土地改良施設の管理者及び予定管理方法